平成２２年（フ）第３６８号
高知市江陽町６番15号　笠井ハイツ107
債務者　阿部　寛隆
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７０号
高知市秦南町２丁目４番３号
債務者　松田　豊子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７５号
高知市大津甲1107番地３
債務者　仁井　智子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７９号
高知市南万々78番地、申立時の住所高知市南万々81番地
債務者　大﨑　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８１号
高知市神田808番地２　コーポ川江303
債務者　日村　友香
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８４号
高知市若草南町７番３―206号
債務者　嶋﨑　美代
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９０号
高知県土佐市蓮池778番地14
債務者　小川　剛広
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９２号
高知市一宮西町２丁目６番12号
債務者　黒川　健一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９６号
高知市大津乙1159番地９
債務者　戸梶　　妙
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７２号
川崎市麻生区東百合丘３丁目12番３―402号、申立時の住所大分県別府市上原町８番１号グリーンハイツ501号
債務者　今村　有希
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３４号
大分市小佐井１丁目11番14号　Ｓｕｎ　Ｆｌｏｕｒｉｓｈ101
債務者　笑喜　伸江
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０号
大分県国東市武蔵町手野1059番地
債務者　滝口　初吉
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
富山市柳町４丁目４番４号、前住所富山県中新川郡立山町寺坪67番地の13
債務者　佛崎　政雄
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４９号
富山市向新庄町３丁目３番27―102号　アルエ松田Ｆ棟
債務者　尾島美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田2946番地　県営９―505
債務者　玉手　良夫
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４８６号
愛知県海部郡蟹江町大字今字五之坪39番地２サンサーラカニエ101号
債務者　岩井麻希子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１号
広島県府中市元町649番地２、旧住所広島県府中市鵜飼町586番地の６
債務者　西本　照孝
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係